

1. 政策名

厳正で実効性のある検査の実施

2. 政策の目標

(目標)

平成 14 検査事務年度基本方針及び基本計画等に基づき、主要行グループに対する通年・専担検査の導入や、企業の経営実態に応じた検査の運用確保のための対応といった課題に重点的に取り組み、厳正で実効性のある検査を実施する。

(業績指標)金融機関検査の実施数

(説明)

平成 14 検査事務年度(14 年 7 月～15 年 6 月)においては、特に、以下の三つの課題に重点的に取り組むこととしました。

(1) 主要行に対する通年・専担検査の導入

持株会社方式による経営統合など主要行を中心とする金融機関のグループ化の流れ等を踏まえ、検査部門を主要行グループ別に再編し、各部門が専担的に、一年を通じて同一グループ内の各種金融機関を順次検査する通年・専担検査を実施する。また、システムリスク、市場関連リスク等の専門性の高い分野については、各分野の専門性を有する者により構成する専門班を別途編成し、各グループの傘下金融機関を横断的に検査する。

(2) 企業の経営実態に応じた検査の運用確保のための対応

金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編](14 年 6 月 28 日公表)を的確に運用することにより、中小企業等の経営実態に応じた適切な債務者区分等の確保に努める。

(3) システムリスク等今日的課題への対応

近年の金融機関の経営統合の進展によるコンピューターシステムの統合に係るリスクの拡大などに、よりの確に対応するため、引き続きシステムリスクの厳正な検証を行う。また、昨事務年度に引き続き、パイオフ一部解禁を踏まえた継続的な名寄せ検査を実施する。

また、上記の方針及び 14 年 10 月 30 日に取りまとめられた「金融再生プログラム」(政

策 1 - 1 参照) を踏まえ、資産査定 of 厳格化を図る観点から諸施策を講じることとしました。

なお、上記の課題に向けた対応等を含む 14 検査事務年度の検査の基本方針等については、「平成 14 検査事務年度検査基本方針及び基本計画」(平成 14 年 7 月 30 日)として公表しています¹。

3 . 現状分析及び外部要因

(1) 金融システムの中核をなす主要行における資産査定 of 厳格化 of 要請を受け、14 年 10 月 30 日に公表された「金融再生プログラム」では、引当に関する D C F 的手法の採用、特別検査 of 再実施、債務者企業 of 再建計画 of 厳格な検証、大口債務者に対する銀行間 of 債務者区分 of 統一、自己査定と金融庁検査 of 格差公表が盛り込まれました。

(2) 金融検査マニュアルについては、中小・零細企業 of 債務者区分 of 判断に関する記述が抽象的でわかりにくい、中小・零細企業に十分な目配りがされていないといった批判がありました。また、金融機関が金融検査マニュアルを口実にいわゆる貸し渋り・貸し剥がしを行っているといった声がありました。さらに、金融庁・財務局においても検査官が増員している中であって、検査官に対しマニュアル of 趣旨をさらに理解させていく必要がありました。

(3) 金融機関 of 業務運営において、安定的かつ確実なコンピューターシステム運営は、欠かせないものとなっています。特に、システム統合を伴う合併や持株会社化などの金融機関等 of 経営統合時においては、システムダウン等 of トラブルを防止するために、金融機関がリスク管理態勢 of 充実・強化を図ることが重要です。

また、預金者データ of 整備は、預金保険事故発生時における、円滑な保険金支払い及び付保預金 of 払い戻しを実施するために必要不可欠なものです。このため、金融機関には、平時から預金者データ及びシステムを整備することが求められています。

4 . 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

主要行に対する通年・専担検査 of 導入

平成 14 検査事務年度には、検査部門を主要行グループ別に再編し、各部門が専担的に、一年を通じて同一グループ内の金融機関を順次検査する通年・専担検査を導入し、主要行グループ内の金融機関 of 検査を適時・的確に実施しました。また、システムリス

¹ <http://www.fsa.go.jp/news/news.html>

クや市場関連リスク等の専門性の高い分野については、専門班が各グループを横断的に検査しました。

また、「金融再生プログラム」に基づき、主要行の資産査定を厳格化を徹底させる観点から、以下の諸施策を実施しました。

ア．DCF法の検証

日本公認会計士協会における「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー（DCF法）が採用されている場合の監査上の留意事項（平成15年2月24日公表）」の策定と併せて検査マニュアルの改訂（平成15年2月25日）を行いました。

また、15年3月期決算以降を対象とする主要行の検査において、DCF法の適用状況について検証を行っています。

イ．特別検査の再実施

主要行11行の自己査定期間中（15年3月期）に立入りを行い、市場の評価に著しい変化が生じている等の大口債務者に着目して、直近の企業業績等をタイムリーに反映した債務者区分を確保するための検証を行いました。

特別検査の対象債務者は167先（与信額14.4兆円）であり、うち27先（同2.4兆円）の債務者区分が下位に遷移しました。

なお、詳細については、「特別検査等の実施結果について」（平成15年4月25日）として公表しています²。

ウ．再建計画検証チームの設置

厳格な自己査定を確保するため、債務者区分の前提となる再建計画の妥当性や進捗状況を重点的に検証することを目的に、14年12月、企業再生に精通した外部の専門家を含む再建計画検証チームを設置し、検査班への同行や助言等の形で検査に参画し、計画の妥当性の可否について検証を行っています。

エ．大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一

平成15年1月以降の主要行の検査では、複数の主要行から融資を受けている大口債務者の債務者区分については、直近の検査を踏まえた適正な債務者区分に順次統一を図っています。

オ．自己査定と金融庁検査の格差公表

厳格な自己査定の自覚を促す観点から、主要行の自己査定と当庁の検査結果の集

² <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20030425-4.html>

計ベースでの格差について、平成 14 年 11 月 8 日に公表しました³。また、当該格差については、定期的に公表することを予定しています。

企業の経営実態に応じた検査の運用確保のための対応

金融検査を実施するに当たっては、特に中小企業等について、その実態を総合的に勘案して判断する必要があります。このため、平成 14 年 6 月には、金融検査マニュアルにおける中小企業・零細企業等の債務者区分の「検証ポイントに関する運用例」を盛り込んだ金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]を作成・公表しましたが、検査官に対して同マニュアル別冊の周知徹底を図るため、模擬査定研修など研修の充実に努めました。なお、同マニュアル別冊について、金融機関のみならず債務者である中小企業の商工団体に対する説明会を開催するなど、広くその浸透を図りました。

また、平成 14 年 11 月に設けられた「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」で得られた情報を検査を実施する際に活用しました。

システムリスク等今日的課題への対応

ア．システムリスクの検証

システムリスクに精通した専門班を組成し、主要行グループの傘下金融機関に対する横断的な検査や、合併等によりコンピューターシステム統合を予定している金融機関に焦点を当てた検査を機動的に実施しました。

イ．名寄せ検査

昨事務年度に引き続き、預金保険機構と連携し、保険金事故発生時における預金等の迅速な払戻しのための預金に係る名寄せデータの整備状況等について検証を行いました。

検査・監督部門の連携

検査・監督部門の連携については、検査において把握した金融機関の実態が監督部門に伝達され、この情報に基づき、金融機関に対し報告や業務の改善が求められるなど、検査結果がその後の監督行政に活かされています。

特に、平成 14 検査事務年度においては、システムリスク等について重要な問題点を検査により把握した場合には、検査担当者が監督部門と一体となって上記の監督上のフォローアップを実施しました。

また、監督部門における日常的なオフサイト・モニタリングを通じて把握した金融機関の経営状況については、検査部門に情報伝達が行われています。

³ <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20021108-3.html>

検査実施状況

平成 14 検査事務年度においては、銀行等（銀行持株会社を含む）については、検査対象先 227 社に対して主要行全行を含めて 89 社の検査を実施したほか、信用金庫・信用組合等の協同組織金融機関については、同 667 機関に対して 237 機関、保険会社については、同 96 社に対して 13 社、証券会社等（投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者を含む）については、同 998 社に対して 112 社の検査をそれぞれ実施しました。

検査実施予定数と検査実施結果は、以下のとおりです。

【資料 1 - 6 - 1 平成 14 検査事務年度の検査実施計画・実績件数】

（単位：件）

	検査計画件数（注 1）	検査実績件数
銀行等（銀行持株会社を含む）	85	94（注 2）
協同組織金融機関	225	237
保険会社	15	13
証券会社等 （投資信託委託業者・投資法人・ 投資顧問業者を含む）	110	112
その他金融機関	360	336

（注 1）当該計画は、年度当初の見込みとして設定したものです。

（注 2）同一銀行等に対して、複数回検査を実施していることから、検査実施件数は、実施金融機関数と一致しない。

（2）評価

主要行グループに対する通年・専担検査を導入した結果、検査情報の同一部門内での蓄積やグループ内金融機関に対する検査の整合性が確保され、また、従来に比べ機動性も高まったと認識しています。さらに、システムリスク、市場関連リスク等の分野において専門班による検査を実施した結果、より深度ある検査が確保されたものと考えております。

また、主要行に対する特別検査の再実施、再建計画検証チームによる債務者企業の再建計画の検証、大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一、DCF法の導入やその検証等を行ったことが主要行における資産査定 of 厳格化に効果を上げたと考えています。

システムリスク等今日的課題への対応として、合併や持株会社化などの金融機関等の経営統合時におけるコンピューターシステム統合について検査を実施し、コンピューターシステム統合時のリスク、これに対する経営陣の認識及び取組み状況を的確に把握し、経営陣に指摘することにより、コンピューターシステム統合予定金融機関のガバナンスの向上、経営陣の的確なリスク把握を促しました。こうした取組みは、検査後フォローアップにお

ける監督部門との緊密な連携とあわせ、コンピューターシステム統合時における重大なシステム障害発生の抑制に寄与できたものと考えています。さらに、預金保険機構と連携しつつ、金融機関の名寄せのデータ整備状況等の検証を実施し、問題点を指摘することにより、金融機関のペイオフ解禁へ向けた取組みを促す効果があったものと考えています。

他方、企業の経営実態に応じた検査の運用を確保していく観点から、金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]の周知・徹底を図り、中小企業等の実態に即した検査の実施に努めてきました。

5 . 今後の課題

(1) 金融検査は、金融機関の業務の健全性と適切性を確保するため、各金融機関における財務の健全性、信用リスク、システムリスク等各種リスク管理態勢、法令等遵守状況について定期的に検証し、各金融機関自身の自己規正に活用するためのものです。こうした役割の検査を、今後とも、金融を取り巻く時々の情勢の変化に柔軟に対応し、機動的かつ厳正で実効性のある形で実施することにより、金融システムに対する信頼回復に寄与していく必要があると考えています。

例えば、信用リスクに関しては、金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]について、その定着状況等をモニタリングし、その内容が中小企業の実態により即したものとなるよう現在、見直し作業を実施中です。

また、利用者(預金者、保険契約者、投資家等)の保護や利便性の向上の観点から、検査の実施に当たっては、金融機関がサービス提供を行うに際しての法令等遵守状況、利用者に対する説明責任の履行状況等について、より重点的に検証していく必要があると考えています。

(2) 平成 15 年 4 月に、政策金融機関、郵政公社に対する検査について、リスク管理分野に関する検査権限が金融庁に委任されました。政策金融機関、郵政公社に対する検査においては、金融庁がこれまで培ってきた民間金融機関に対する検査のノウハウを活かし、これら機関の特性を踏まえながらリスク管理態勢について、着実に検査を進めていく必要があります。

(3) 平成 16 年度において、上記の検査等の実施のため、機構定員要求を行う必要があります。

6 . 当該政策に係る端的な結論

前述 4 .(2) のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっており、今後とも、金融を取り巻く時々の情勢を踏まえつつ、厳正で実効性のある検査を実施していく必要があります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、金融機関検査の実施状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 金融機関検査の実施数
- ・ 主要行に対する特別検査の結果について

9. 担当部局

検査局総務課